

一般社団法人日本老年歯科医学会 専門医制度施行細則

(平成23年6月16日承認)

(平成23年12月19日改正)

(平成24年12月19日改正)

(平成26年6月12日改正)

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本老年歯科医学会(以下、「本会」という)は、本会専門医制度(以下、「専門医制度」という)の施行にあたって、専門医制度規則(以下、「規則」という)に定めるものの他、必要な事項については、この専門医制度施行細則(以下、「細則」という)に定める。

第2条 本細則に定めるものの他、専門医認定等に関し必要な事項は別に定める。

第2章 認定資格検討委員会

第3条 認定資格検討委員会は、規則第5条第3号により、以下の業務を行う。

- 1) 次年度の専門医、指導医の認定業務に関する要項を作成する。
- 2) 専門医、指導医の認定に必要な資格について申請書類を審査し、適否を判定する。
- 3) 専門医の審査に合格した者を認定制度委員会に答申する。
- 4) 指導医の審査に合格した者を認定制度委員会に答申する。
- 5) 専門医及び指導医の資格更新、資格喪失及び認定取消に関する審査を行う。

第4条 委員が申請者の所属する専門医研修機関等に関連しているとき、その申請者についての審査と評価には参加できないものとする。

第5条 認定資格検討委員会は、申請書類の正本を、受理した日から5年間、本会事務局に保管する。

第6条 本細則に定めるものの他、専門医、指導医、及び専門医研修機関の認定に必要な資格審査及び認定方法等については、別に定める。

第3章 研修機関認定委員会

第7条 研修機関認定委員会は、規則第5条第4号により、以下の業務を行う。

- 1) 次年度の専門医研修機関の認定業務に関する要項を作成する。
- 2) 専門医研修機関の認定に必要な資格について申請書類を審査し、適否を判定する。
- 3) 専門医研修機関として審査に合格した施設を認定制度委員会に答申する。
- 4) 専門医研修機関の資格更新に関する審査を行う。

第8条 委員が申請施設に関連しているとき、その申請施設についての審査と評価には参加できないものとする。

第9条 研修機関認定委員会は、申請書類の正本を、受理した日から5年間、本会事務局に保管する。

第10条 本細則に定めるものの他、専門医研修機関の認定に必要な資格審査及び認定方法等については、別に定める。

第4章 認定試験実施委員会

第11条 認定試験実施委員会は、規則第5条第5号により、以下の業務を行う。

- 1) 次年度の専門医認定試験(以下、「試験」という)に関する要項を作成する。
- 2) 専門医並びに指導医の認定に必要な筆記試験を実施し評価する。
- 3) 試験実施委員会は、試験の評価を認定資格検討委員会に報告する。

第12条 認定試験実施委員会委員長は、試験委員を選出する。

- 2) 委員が申請者の所属する研修施設等に関連しているとき、その申請者について試験の評価はできないものとする。

第13条 認定試験実施委員会は、試験の答案などを試験実施日から5年間、本会事務局に保管する。

第14条 本細則に定めるものの他、専門医並びに指導医の認定に必要な試験の実施方法等については、別に定める。

第5章 専門医試験問題作成委員会

第15条 専門医試験問題作成委員会は、規則第5条第6号により、以下の業務を行う。

- 1) 次年度の専門医認定試験(以下、「試験」という)の試験問題を作成する。
- 2) 専門医試験問題作成委員会は、作成した問題を認定試験実施委員会に提出する。

第16条 専門医試験問題作成委員会委員長は、問題作成委員を選出する。

第17条 本細則に定めるものの他、専門医の認定に必要な試験の作成方法等については、別に定める。

第6章 専門医の認定

第1節 専門医の申請資格

第18条 専門医の認定を申請する者(以下、「専門医申請者」という)の資格については、規則第6条に定めるものの他、次の各条について審査する。

第19条 規則第6条第4号に規定する専門医研修機関における研修期間は、専門医申請者が専門医研修施設に在籍(職)した期間とする。

- 2) 前項の「在籍(職)した期間」とは、週3日以上勤務をいう。なお、週3日未満1日以上の勤務は、その年限の2分の1を在職した期間とする。
- 3) 前項の規定にかかわらず、専門医申請者が専門医関連研修施設に在籍(職)した期間があるときは、その在籍(職)期間を4分の3に換算して研修期間に通算することができる。

- 4 前項に該当する申請は、専門医関連研修施設の機関の長が発行する在籍(職)証明書もしくは勤務期間証明書を添付しなければならない。
- 5 専門医申請者が、指導医の指示または許可を得て、専門医研修機関以外の医療施設又は外国の医療施設等において、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事した場合は、認定資格検討委員会において審査のうえ、その在籍期間を換算して、研修期間に通算することができる。
- 6 前項に該当する申請は、次の各号に掲げる証明書を添付しなければならない。

- 1) 当該医療施設において高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事した旨の指導医の証明書
- 2) 当該医療施設の機関の長が発行する在籍(職)証明書もしくは勤務期間証明書

第20条 規則第6条第5号に規定する実績は研修単位(別表1)で表し、次に定める各号により算定するものとする。認定に必要な研修単位は、80単位とする(認定医研修を含む)。

1) 学術大会への出席

本会学術大会及び日本老年学会総会への出席に係る研修単位は、20単位以上を修めなければならない。なお学術大会における指定教育・学術講演等の聴講研修単位の内10単位まで学会出席の単位に加算できる。

2) 研修会への出席

本会が認定する研修会を聴講し20単位以上を修めなければならない。この研修単位には医療倫理・医療安全などの研修を含むものとする。

3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表

筆頭著者(演者)、共著者(共同演者)にかかわらず、10単位以上を修めなければならない。

なお、「老年歯科医学」掲載論文1編を含む学術論文が2編以上あることを要する。

4) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療実績 100例以上を一覧表として報告する。

5) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等の実績

次の項目のいずれか2つ以上に係る臨床経験等の担当例(症例及び事例)を報告し、20単位以上を修めなければならない。

- (1) 高齢者の自立支援に繋がる歯科治療経験
- (2) 摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション
- (3) 歯科保健指導及び予防処置(高齢者施設等で行った指導を含む)
- (4) 全身管理経験(全身疾患に対する把握と対応)
- (5) 通院困難者への歯科的対応(訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など)

- 2 前項 4)、5)に規定する診療実績一覧表、担当症例報告書については、指導医の証明書を必要とする。

第2節 専門医の申請、認定並びに登録方法

【申請方法】

第21条 専門医申請者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、認定制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定申請書(様式1)
- 2) 履歴書(様式2)
- 3) 歯科医師免許証(写)
- 4) 歯科医師臨床研修修了登録証(写)
- 5) 本会会員歴証明書(様式3)
- 6) 研修証明書及び専門医研修機関在籍(職)証明書(様式4)
- 7) 学術大会の出席記録(様式5-1、5-2)
出席学会の参加証の写しを添付のこと
- 8) 研修会の出席記録(様式6-1、6-2)
講演受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと
- 9) 業績目録(論文及び学会発表等)(様式7-1、7-2)
論文及び学会発表抄録などの写しを添付のこと
- 10) 診療実績一覧表(様式8)、担当例報告書(様式9)

2 認定制度委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

【審査、認定並びに登録】

第22条 専門医の審査は、申請書類審査及び試験によって行う。

第23条 認定資格検討委員会の申請書類審査により申請資格が認められた専門医申請者に対し、認定試験実施委員会は試験を行う。

- 1) 試験は、筆記試験により行うものとする。
- 2) 試験の評価は、認定試験実施委員会が行い、その結果を認定資格検討委員会に報告する。

第24条 専門医としての適格性の判定は認定資格検討委員会が行うものとする。

- 2 専門医としての適格性の判定は、認定資格検討委員会委員の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 認定資格検討委員会は、認定試験実施委員会の報告内容を審議のうえ適格者を認定制度委員会に答申する。
- 4 認定制度委員会は、答申内容を審議のうえ専門医資格を認定し、理事会に上程して承認を得るものとする。

【専門医の登録並びに認定証の交付】

第 25 条 専門医の認定を受けた専門医申請者は、専門医登録申請書に専門医登録料を添えて、所定の登録手続きを行う。本会は、所定の登録手続きを完了した専門医申請者を専門医として登録し、専門医認定証を交付する。

- 1) 専門医登録申請書(様式 10)
- 2 専門医認定証の有効期間は、交付の日から 5 年とする。

第 7 章 指導医の認定

第 1 節 指導医の申請資格

第 26 条 指導医の認定を申請する者(以下、「指導医申請者」という)の資格については、次の各条について審査する。

第 27 条 指導医申請者は、次の各号に掲げる資格のいずれかを要する。

- 1) 大学病院等で高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療を担当する診療科又は診療部門の長である者
- 2) 専門医として通算 5 年以上にわたり高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事している者
- 3) 専門医研修機関以外の病院または診療所において専門医として通算 7 年以上にわたり高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事した者

第 28 条 前条第 2 号に規定する「通算 5 年以上」は、指導医申請者が専門医研修施設に在籍(職)した期間とする。

- 2 前項の「在籍(職)した期間」とは、週 3 日以上勤務をいう。なお、週 3 日未満 1 日以上の勤務は、その年限の 2 分の 1 を在職した期間とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、指導医申請者が専門医関連研修施設に在籍(職)した期間があるときは、その在籍(職)期間を 4 分の 3 に換算して研修期間に通算することができる。なお、「在籍(職)した期間」とは前項の通りとする。
- 4 前項に該当する申請は、専門医関連研修施設の機関の長が発行する在籍(職)証明書もしくは勤務期間証明書を添付しなければならない。
- 5 指導医申請者が、専門医研修機関以外の医療施設又は外国の医療施設において、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事した場合は、認定資格検討委員会において審査の上、研修期間に通算することができる。
- 6 前項に該当する申請は、第 19 条第 5 項に準じた証明書を添付しなければならない。

第 29 条 規則第 7 条第 5 号に規定する実績は研修単位(別表 1)で表し、次に定める各号により算定するものとする。認定に必要な研修単位は、70 単位とする。

1) 学術大会への出席

本会学術大会及び日本老年学会総会への出席に係る必要研修単位は、20 単位以上修めなければならない。なお学術大会における指定教育・学術講演等の聴講研修単位の内 10 単位まで学会出席の単位に加算できる。

2) 研修会への出席

本会が認定する研修会を聴講し 20 単位以上を修めなければならない。研修単位には本会が認定する指導医講習会、並びに医療倫理・医療安全の研修を含むものとする。

3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表

筆頭著者(演者)、共著者(共同演者)にかかわらず、20 単位以上を修めなければならない。なお、「老年歯科医学」掲載論文 2 編を含む学術論文が 5 編以上あることを要する。また、総説、著書等の発表も、10 単位まで論文業績として認める。

4) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療実績は、5 年間で 100 例以上なければならない。

第2節 指導医の申請、認定並びに登録

【申請方法】

第 30 条 指導医申請者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、認定制度委員会に提出しなければならない。

1) 指導医認定申請書(様式 11)

2) 履歴書(様式 12)

3) 本会専門医認定証(写)(様式 13)

4) 本会 10 年間継続会員証明書(様式 14)

5) 専門医研修機関在籍(職)証明書(様式 15)

6) 学術大会の出席記録(様式 16-1、16-2)

出席学会の参加証の写しを添付のこと

7) 研修会の出席記録(様式 17-1、17-2)

講演受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと

8) 業績目録(論文及び学会発表等)(様式 18-1、18-2)

論文及び学会発表抄録などの写しを添付のこと

9) 診療実績一覧(申請前 5 年間 100 例以上)(様式 19)

2 認定制度委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

【審査並びに認定】

第 31 条 指導医の審査は、申請書類審査によって行うものとする。

第 32 条 認定制度委員会は、認定資格検討委員会の書類審査により申請資格が認められた指導医申請者に対し、試験を行う。

- 1) 試験は、良識ある人格を有する指導医としての抱負を問う。
- 2) 試験の実施と評価は、認定制度委員会が行う。

第 33 条 指導医としての適格性の判定は認定制度委員会が行うものとする。

- 2 指導医としての適格性の判定は、認定制度委員会委員の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 認定制度委員会は、審査内容を審議のうえ指導医資格を認定し、理事会に上程して承認を得るものとする。

【指導医の登録並びに認定証の交付】

第 34 条 指導医の認定を受けた指導医申請者は、指導医登録申請書に指導医登録料を添えて、所定の登録手続きを行う。本会は、所定の登録手続きを完了した指導医申請者を指導医として登録し、指導医認定証を交付する。

- 1) 指導医登録申請書(様式 20)
- 2 指導医認定証の有効期間は、交付の日から5年とする。

第 8 章 専門医研修機関(専門医研修施設並びに専門医関連研修施設)の認定

第1節 専門医研修機関(専門医研修施設並びに専門医関連研修施設)の申請資格

第 35 条 専門医研修機関の認定を申請する施設の資格については、規則第 11 条に定めるものの他、次の各条について審査する。

第 36 条 専門医研修機関は、研修の実施に必要な設備を有していなければならない。

第 37 条 専門医研修機関において、セミナーや症例検討会など教育行事が定期的で開催されていなければならない。

第 38 条 専門医研修機関は、以下に定める年間診療実績を有していなければならない。

- 1) 専門医研修施設は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する症例は年間 60 例以上であること
- 2) 専門医関連研修施設は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する症例は年間 40 例以上であること

第 39 条 専門医関連研修施設の認定を申請する施設の資格については、規則第 12 条第 1 項に定めるものの他、次の各号について審査する。

- 1) 専門医関連研修施設は、専門医研修施設と連携して研修を実施できること
- 2) 専門医関連研修施設は、連携する専門医研修施設の設備並びに図書を利用できること

第2節 専門医研修機関(専門医研修施設並びに専門医関連研修施設)の認定方法

【申請方法】

第40条 専門医研修機関(専門医研修施設並びに専門医関連研修施設)の認定を申請する施設の代表者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、研修機関認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医研修機関認定申請書
 - (1) 専門医研修施設認定申請書(様式 21)
 - (2) 専門医関連研修施設認定申請書及び連携証明書(様式 22-1、22-2)
 - 2) 専門医研修機関内容証明書(機関の設備・所蔵図書記載用紙)(様式 23)
 - 3) 指導医在籍(職)証明書及び本会指導医認定証(写)(様式 24-1、24-2)
 - 4) 教育・研修指導に関する業績目録(最近2年)(様式 25)
 - 5) 最近1年間の診療実績報告書(様式 26)
- 2 研修機関認定委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

【審査並びに認定】

第41条 申請施設の資格審査は研修機関認定委員会が書類審査により行う。

第42条 専門医研修機関(専門医研修施設並びに専門医関連研修施設)としての適否の判定は、研修機関認定委員会が行うものとし、その結果を認定制度委員会へ答申する。

- 2 適格の判定は研修機関認定委員会委員の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 認定制度委員会は答申内容を審議のうえ専門医研修機関資格を認定し、その結果を理事会に上程し承認を得るものとする。
- 4 常勤指導医が1名の専門医研修機関において、指導医の異動が生じた場合は、直ちに研修機関認定委員会に届け出なければならない。
- 5 専門医研修機関に変更があった場合は、直ちに研修機関認定委員会に届け出なければならない。

【専門医研修機関の登録並びに認定証の交付】

第43条 専門医研修機関の認定を受けた施設は、専門医研修機関登録申請書を提出し、所定の登録手続きを行う。本会は、所定の登録手続きを完了した申請施設を専門医研修施設あるいは専門医関連研修施設として登録し、認定証を交付する。

- 1) 専門医研修施設登録申請書(様式 27)
 - 2) 専門医関連研修施設登録申請書(様式 28)
- 2 認定証の有効期間は、交付の日から5年とする。

第9章 資格の更新

第1節 資格更新の要件

第44条 専門医、指導医の資格更新に必要な実績は研修単位(別表1)で表し、次に定める各号により算定するものとする。認定に必要な研修単位は、更新前の5年間で60単位とする。

1) 学術大会への出席

本会学術大会及び日本老年学会総会への出席に係る必要研修単位は、20単位以上を修めなければならない。なお学術大会における指定教育・学術講演等の聴講研修単位の内10単位まで学会出席の単位に加算できる。

2) 研修会への出席

本会が認定する研修会を聴講し20単位以上を修めなければならない。研修単位には医療倫理・医療安全の研修を含むものとする。

3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表

筆頭著者(演者)、共著者(共同演者)にかかわらず、10単位以上を修めなければならない。なお、総説、著書等の発表も論文業績として認める。

第45条 専門医資格更新の必要単位を満たさなかったもので、本会認定医制度規則に則り、認定医の資格更新を行うものの更新日時については、専門医取得時から起算する。

第46条 専門医研修機関(専門医研修施設又は専門医関連研修施設)の資格更新の要件は、本細則第35条、第36条、第37条、第38条、第39条を満たすものとする。

第2節 資格更新の申請方法

第47条 専門医、指導医の資格更新を申請する者は、次の各号に定める申請書類に、資格更新審査料を添えて認定制度委員会に提出しなければならない。なお、指導医の資格更新の申請は、専門医の資格更新申請と同時に申請するものとする。

1) 資格更新申請書

(1) 専門医資格更新申請書(様式29)

(2) 指導医資格更新申請書(様式30)

2) 履歴書(様式31)

3) 最近5年間の研修実績報告書

(1) 学術大会の出席記録(様式32-1、32-2)

出席学会の参加証の写しを添付のこと

(2) 研修会の出席記録(様式33-1、33-2)

講演受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと

(3) 業績目録(論文及び学会発表等)(様式34-1、34-2)

論文及び学会発表抄録などの写しを添付のこと

4) 認定証(本書)(更新認定後、新たな認定証を発行します)

2 指導医の資格更新申請は、教育・研修指導実績報告書を提出しなければならない。

1) 最近 5 年間の教育・研修指導実績報告書(様式 35)

3 指導医であって資格更新の申請時に満 60 歳を超えた者は、終身資格の更新申請をすることにより、その後の指導医の資格更新は要しない。

第 48 条 専門医研修機関(専門医研修施設又は専門医関連研修施設)の資格更新を申請する者は、次の各号に定める申請書類に、資格更新審査料を添えて認定制度委員会に提出しなければならない。

1) 専門医研修機関資格更新申請書

(1) 専門医研修施設資格更新申請書(様式 36)

(2) 専門医関連研修施設資格更新申請書及び連携証明書(様式 37-1、37-2)

2) 指導医在籍(職)証明書(様式 38)

3) 専門医研修機関施設内容説明書(機関の設備・所蔵図書記載用紙)(様式 39)

4) 最近 5 年間の教育・研修指導実績報告書(様式 40)

5) 最近 5 年間の診療実績報告書(様式 41)

6) 認定証(本書)(更新認定後、新たな認定証を発行します)

2 認定制度委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

第3節 資格更新の審査並びに認定方法

第 49 条 資格更新の審査は、申請書類により行う。

2 専門医、指導医については認定資格検討委員会、研修機関については研修機関認定委員会が各々申請書類を審査し、適否を判定する。適格の判定は、認定資格検討委員会あるいは研修機関認定委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとし、その結果を認定制度委員会に答申する。

3 認定制度委員会は、答申内容を審議のうえ更新資格を認定し、理事会に上程し承認を得るものとする。

第 50 条 所定の更新手続を完了した申請者は、本会が認定する専門医、指導医、専門医研修機関(専門医研修施設および専門医関連研修施設)として引続き登録され、認定証を交付される。

第4節 資格更新の保留

第 51 条 資格更新を申請予定の者が、留学や健康上の問題などにより所定の期間内に必要な要件を満たすことができなかつたときには、認定制度委員会へ資格更新保留申請書を提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の保留申請が許可されたとき、その保留期間は 1 年を限度とし、これを超えたときは資格を喪失する。

3 前項の規定にかかわらず、認定制度委員会が特段の事由があると認めるときは延長することができる。

第10章 補則

第52条 この細則は、平成24年1月1日から施行する。

第53条 審査料、登録料、更新審査料等の金額は、次の通りとする。

- 1) 認定審査料 10,000 円
- 2) 登録料
 専門医登録料 10,000 円
 指導医登録料 30,000 円
- 3) 資格更新審査料
 専門医 30,000 円(指導医の更新は審査料を要しない)
 専門医研修機関 10,000 円

第54条 この細則の改定は、認定制度委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成23年6月16日より施行する。
- 2 この細則は、平成23年12月19日より施行する。
- 3 この細則は、平成24年12月19日より施行する。
- 4 この細則は、平成26年6月12日より施行する